

福岡県大刀洗町においてふるさと納税返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けた内容と実態が異なっていた事案について

福岡県大刀洗町

福岡県大刀洗町が提供しているふるさと納税の返礼品について、福岡県より指摘があり確認したところ、返礼品の地場産品基準に関する総務省への申請内容と実態が異なっていた事案が判明したため、以下のとおり報告します。

記

## 1 返礼品の概要

### (1) 提供されていた返礼品

返礼品番号	品目名	地場産品基準類型
2540503500155	①【計 80 食入】5 種の春雨スープ& フリーズドライたまごスープ	3 号
2540503500046	②スープ 3 種のスープ (春雨 40 食・ がごめ 20 食・ごぼう 20 食) 計 80 食	3 号
2540503500048		
2540503500155		
2540503500133	③スープ 3 種のスープ (オニオン・ たまご・春雨) 各 40 食 計 120 食	3 号
2540503500155		

### (2) 当該返礼品の年度別寄附件数及び寄附額

対象期間	品目名	寄附件数 (件)	寄附金額 (千円)
令和 4 年度 (R4.7.28 ～R5.3.31)	①【計 80 食入】5 種の春雨 スープ& フリーズドライた まごスープ	137	1,370
令和 5 年度 (R5.4.1 ～R6.3.31)	①【計 80 食入】5 種の春雨 スープ& フリーズドライた まごスープ	822	8,220
令和 6 年度 (R6.4.1 ～R7.3.31)	①【計 80 食入】5 種の春雨 スープ& フリーズドライた まごスープ	1,380	14,878

令和 7 年度 (R7.4.1 ～R7.10.14)	①【計 80 食入】5 種の春雨 スープ&フリーズドライた まごスープ	486	5,346
令和 7 年度 (R7.9.18 ～R7.10.21)	②スープ 3 種のスープ (春 雨 40 食・がごめ 20 食・ご ぼう 20 食) 計 80 食	4	76
令和 7 年度 (R7.9.18 ～R7.10.21)	③スープ 3 種のスープ (オ ニオン・たまご・春雨) 各 40 食 計 120 食	3	63

## 2 総務省への申請内容と実態の相違について

「【計 80 食入】5 種の春雨スープ&フリーズドライたまごスープ」は、令和 5 年 10 月以降の指定期間において、地場産品基準 3 号として申請していたが、当該春雨スープは町外工場で製造されていたため、申請区分が実態と相違していた。

### 【参考】

#### (1) 返礼品のセット内容詳細

##### ①【計 80 食入】5 種の春雨スープ&フリーズドライたまごスープ

###### ・5 種の春雨スープ

[40 食 (10 食入 (わかめ醤油、かきたま海鮮風塩、野菜スープ、韓国風チゲ、グリーンカレー風味各 2 食) ×4 袋) ]

製造地: 春雨: 中国 / スープ・具材: 栃木県

###### ・フリーズドライたまごスープ

[40 食 (10 食入 ×4 袋または 5 食入 ×8 袋) ]

製造地: 福岡県大刀洗町

##### ②スープ 3 種のスープ (春雨 40 食・がごめ 20 食・ごぼう 20 食) 計 80 食

###### ・5 種の春雨スープ

[40 食 (10 食入 (わかめ醤油、かきたま海鮮風塩、野菜スープ、韓国風チゲ、グリーンカレー風味各 2 食) ×4 袋) ]

製造地: 春雨: 中国 / スープ・具材: 栃木県

・もずくとがごめ昆布のスープ [20 食 × 約 6.3g]

製造地: 福岡県大刀洗町

・しょうが風味のごぼうスープ [20 食 × 約 7.6g]

製造地: 福岡県大刀洗町

- ③スープ 3種のスープ（オニオン・たまご・春雨）各40食 計120食
- ・5種の春雨スープ  
[40食（10食入（わかめ醤油、かきたま海鮮風塩、野菜スープ、韓国風チゲ、グリーンカレー風味各2食）×4袋）]
  - 製造地：春雨：中国 / スープ・具材：栃木県  
・フリーズドライたまごスープ  
[40食（10食入×4袋または5食入×8袋）]
  - 製造地：福岡県大刀洗町  
・カマンベールチーズ入り国産オニオンスープ(8g):[40食(4食入×10袋)]  
製造地：福岡県大刀洗町

### 3 返礼品の提供開始から判明に至るまでの経緯

令和4年7月27日	・返礼品提供事業者から大刀洗町に、町外製造の春雨を含む①の返礼品を提供するためのエントリー情報を、ポータルサイトのシステム経由で提出。
令和4年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町担当者が内容を確認した上で起案を行い、府内決裁の上、返礼品提供開始の承諾をする。</li> <li>・ポータルサイト上の表記も町外製造と表記。</li> <li>・この時点で誤認が発生していた。</li> </ul>
令和5年4月1日	ふるさと納税の担当者変更。
令和5年7月	町から総務省への返礼品申請を行う。 地場産品基準の類型を3号として申請。
令和6年7月	総務省への返礼品申請。 前年度と同じ認識のまま書類提出。
令和6年9月30日	ふるさと納税の担当者退職・変更。
令和7年7月	総務省への返礼品申請。 地場産品基準の類型を3号として申請。
令和7年9月17日	返礼品提供事業者から中間事業者を通じて大刀洗町に、②、③返礼品のエントリーシートを提出。
令和7年9月18日	町担当者が内容を確認した上で起案を行い、府内決裁の上、返礼品提供開始の承諾を行う。なお、②、③のうち、春雨スープ以外は、単品で令和6年10月から令和7年9月の返礼品として、総務省確認済みであり、確認済み返礼品の組み合わせとして提供。
令和7年10月14日	・住民からの通報を受けた福岡県より電話で、①返礼

	<p>品の製造地に疑いがあるとの連絡を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町担当者がサイトの確認及び返礼品事業者に電話でヒアリングを実施し、その結果、春雨スープは返礼品提供当初から町外産であったことが判明。</li> <li>同日①返礼品の寄附募集を停止。</li> </ul>
令和7年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去担当者に当時の状況をヒアリング。</li> <li>町長、副町長に経過報告し、福岡県にも上記内容を報告。</li> </ul>
令和7年10月21日	当該返礼品事業者の返礼品を確認していたところ、 ②、③返礼品が覚知でき、同日寄附募集を停止。

#### 4 本事案の原因

返礼品を製造するメーカーの工場が町内にあり、フリーズドライ加工を行っている。同メーカー品を仕入れて出荷する返礼品提供事業者は、平成29年から同メーカー産のフリーズドライスープを提供しており、フリーズドライ加工を行う同メーカーの工場は、全国でも大刀洗町のみであったことから、「メーカー産スープ=町内工場産」という認識が町側にあった。

令和4年7月に新規返礼品のエントリーがあった際にも、過去の実績から「メーカー産スープ=町内工場産」という思い込みがあったため、フリーズドライ加工ではない春雨スープが町外工場産であるということに町側が気付かず承認をしてしまった。

また、当時の返礼品提供事業者の担当者がどういう解釈で返礼品のエントリー申請を行ったかは、現在、当時の返礼品事業者の担当者が退職し不明である。

その後、町担当者、返礼品提供事業者の担当が変更になったが、同様の思い込みのまま令和5年から令和7年の総務省申請を行った。町担当者がメーカー側に電話で製造工程や区域内の付加価値の聞き取りを行ったが、個々の商品ごとではなくスープ全般の話であったことから、確認が甘くなっていた。また、町の担当部署内での事務分担が適切でなく、チェック体制も不十分であったことから、決裁途中で不備に気付くこともできなかった。

令和7年総務省通知への対応も、新規返礼品については中間事業者を通じて返礼品提供事業者への製造地や付加価値等の内容確認を行う体制を取り、中間事業者から提出されたシートを基に地場産品基準適合の確認を行っていた。

しかし、既存の返礼品については、町外企業が町内で製造しているものなどは確認を行ったが、個別の返礼品の製造地を一つ一つ確認するなどの対応はできておらず、返礼品の細やかな確認の必要性について、担当者の理解が十分ではなかった。

## 5 今後の対応

### (1) 公表・点検

- ①令和7年10月下旬にHP等で公表を行う予定である。
- ②他返礼品が地場産品基準類型に適合しているかどうかの総点検を10月下旬から11月にかけて実施する。

### (2) 再発防止策

- ①現在、ふるさと納税担当の正規職員が係長一人であり、かつ兼務で対応していることから、係内の業務分担を見直し、ふるさと納税担当職員を増員し、複数体制で厳密なチェックを行える体制を今年度中に整える。
- ②担当職員の適正な法解釈の徹底を図るため、定期的に職員研修会を実施し、意識の共有を図る。
- ③毎年行う指定申出の際には、前年度内容のものをベースにするのではなく、返礼品提供事業者から返礼品内容の証明資料を書面で求め、地場産品基準類型に適合しているかの確認を複数人で厳密に行う。
- ④返礼品提供事業者に対し、地場産品基準を含め改めて制度全体の説明会を実施する。
- ⑤新規に返礼品提供事業者となる者に対しては、契約締結前に、本制度に関する十分な説明を行い、理解を促した上で、誓約書の提出を求める。